

		建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料 (185の2の項) 建築物エネルギー消費性能適合性判定通知手数料 (185の4の項)			建築物エネルギー消費性能適合性 変更判定申請手数料(185の3の項) 変更判定通知手数料(185の5の項) 軽微変更該当証明申請手数料(189の項)					
種別	185の2の項 185の4の項				185の3の項 185の5の項		189の項			
	床面積区分(m ²)		番号	手数料額	番号	手数料額	番号	手数料額	番号	手数料額
非住宅	工場等	モデル建物法	300 以上 ~ 2,000 未満	イ(1)(一)	36,000	イ	左記の金額の2分の1	イ(1)	185の3の項に同じ	185の5の項に同じ
			2,000 以上 ~ 5,000 未満	イ(1)(二)	91,000					
			5,000 以上 ~ 10,000 未満	イ(1)(三)	137,000					
			10,000 以上 ~ 25,000 未満	イ(1)(四)	171,000					
			25,000 以上 ~	イ(1)(五)	212,000					
		モデル建物法以外	300 以上 ~ 2,000 未満	イ(2)(一)	41,000					
			2,000 以上 ~ 5,000 未満	イ(2)(二)	97,000					
			5,000 以上 ~ 10,000 未満	イ(2)(三)	144,000					
			10,000 以上 ~ 25,000 未満	イ(2)(四)	178,000					
			25,000 以上 ~	イ(2)(五)	221,000					
	工場等以外	モデル建物法	300 以上 ~ 2,000 未満	ロ(1)(一)	140,000	ロ	左記の金額の2分の1	イ(2)	185の3の項に同じ	185の5の項に同じ
			2,000 以上 ~ 5,000 未満	ロ(1)(二)	227,000					
			5,000 以上 ~ 10,000 未満	ロ(1)(三)	296,000					
			10,000 以上 ~ 25,000 未満	ロ(1)(四)	356,000					
			25,000 以上 ~	ロ(1)(五)	418,000					
		モデル建物法以外	300 以上 ~ 2,000 未満	ロ(2)(一)	353,000					
			2,000 以上 ~ 5,000 未満	ロ(2)(二)	505,000					
			5,000 以上 ~ 10,000 未満	ロ(2)(三)	622,000					
10,000 以上 ~ 25,000 未満			ロ(2)(四)	735,000						
25,000 以上 ~			ロ(2)(五)	838,000						

備考

○上記の床面積区分は非住宅部分の床面積となります。
 ○「工場等」とは、工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。なお、非住宅部分全体の用途が「工場等」と判断できないいわゆる複合用途の建築物については、「工場等」の部分を含めて非住宅部分全体を「工場等以外」として上記の床面積区分を適用することになります。
 ○「モデル建物法」とは、基準省令第1条第1項第一号ロ(平成29年3月15日付け国住建環第215号・国住指第4190号2.(1)①2)イにより基準省令第1条第1項第一号ロを適用する場合を含む。)によるものをいう。
 ○「モデル建物法以外」とは、基準省令第1条第1項第一号イ又は同号ただし書(平成29年3月15日付け国住建環第215号・国住指第4190号2.(1)①2)イにより基準省令第1条第1項第一号ロを適用する場合を除く。)によるものをいう。
 ○増改築に係る申請においては、増改築部分の床面積と既存部分の床面積の合計によって上記の床面積区分が適用されます。ただし、平成29年3月15日付け国住建環第215号・国住指第4190号2.(1)①2)による場合(既存部分のBEIを1.2とする等の方法)は、上記の床面積区分の適用の際、既存部分の床面積を除くことができます。
 ○変更(軽微変更を含む)に係る申請においては、変更する部分の床面積にかかわらず、変更後の非住宅部分全体の床面積により上記の床面積区分が適用されます。
 ○山梨県の機関の長が行う、建築物エネルギー消費性能適合性判定通知及び建築物エネルギー消費性能変更適合性判定通知、並びに建築物エネルギー消費性能軽微変更該当証明申請については、手数料はかかりません。